

ILO決議への対応に係る基本的な検討の方向性について（案）

1 新定義による調査・集計・公表に関するスケジュール

○ 平成30年1月からを目途に新定義による調査・集計を開始

※ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において、ILO決議への対応は28年度末までに結論を得ることとされているため、27年度までに準備調査による実地検証等を行った上で、28年秋を目途に調査の変更計画案を統計委員会に諮問。新定義による調査・集計に必要な準備期間を考慮し、平成30年1月からを目途に、新定義による調査・集計を開始

※ 長期時系列分析や政策判断指標の継続利用の確保を考慮し、平成30年1月以降も旧定義による調査・集計を実施

※ 新定義の失業率については季節調整系列ができるまでの間は参考系列として公表

○ 最速平成32年1月からを目途に新定義の結果に切替え

※ 準備調査（平成27年10月から半年間実施）において新定義による失業率の季節性検討のためのデータを併せて把握し、28年の統計委員会において新定義の失業率に旧定義の季節指数を適用することの可能性等を審議

※ 平成30年1月から新定義の失業率について1年間の季節性を確認し、新・旧定義でほとんど差がない場合は、31年に統計委員会に諮問した後、最速32年1月から新定義による失業率（季節調整値）を主系列として公表

2 失業率の取扱い

○ 新定義の失業者の求職活動期間は「1か月」とする方向で検討

※ 現行の特定調査票における「1か月」での記入との整合性、未活用労働指標に関する特定調査票結果による分析可能性、調査票記入の正確性確保等を勘案し、新定義の失業率の求職活動期間は「1か月」として準備調査等において検討用データを把握

○ 新定義の失業者の就業可能期間は「2週間延長」することを含め検討

※ 主要国の対応状況を把握しつつ、準備調査等において検討用データを把握

○ 新定義の失業率への切替え後も旧定義の失業率を参考系列として公表

※ 長期時系列分析や政策判断指標の継続利用の確保を考慮

3 失業率以外の未活用労働指標（LU2～4）の取扱い

○ 平成30年1月から特定調査票の枠組みを活用し、四半期別に作成・公表

※ 報告者負担や調査・集計に関する費用・要員等の問題を勘案すると基礎調査票（4万世帯）において毎月調査することは現実的に困難であること及び現行の特定調査票（1万世帯）において失業率以外の未活用労働指標の算出に必要な調査事項の多くが既に把握されていることから、現行の特定調査票の枠組みを活用し、四半期別に作成・公表

$$LU2 = (\text{時間関連不完全就業者} + \text{失業者}) / \text{労働力人口}$$

$$LU3 = (\text{失業者} + \text{潜在的労働力人口}) / (\text{労働力人口} + \text{潜在的労働力人口})$$

$$LU4 = (\text{時間関連不完全就業者} + \text{失業者} + \text{潜在的労働力人口})$$

$$/ (\text{労働力人口} + \text{潜在的労働力人口})$$

<参考>ILO決議内容（失業者等の新定義）

～平成25年度雇用失業統計研究会（第2回）資料より抜粋～

○時間関連不完全就業者

就業者のうち、短い参照期間に、①追加的に仕事をすることを希望し、かつ②（副業を含めた）すべての仕事の合計就業時間が特定の閾値よりも短く、かつ③追加的な時間就業可能な者。

○失業者

一定年齢以上で、①就業してなく、②**4週間or 1か月以内**に仕事を探す活動をしており、③就業可能な者（国情により参照期間を先へ**2週間を超えないで拡大可能**）の3条件を満たす者。（**太字部分**が新規追加部分）

○潜在的労働力人口

一定年齢以上の者で、短い参照期間中就業でも失業でもなく、かつ、以下の条件（のいずれか）を満たすすべての者。

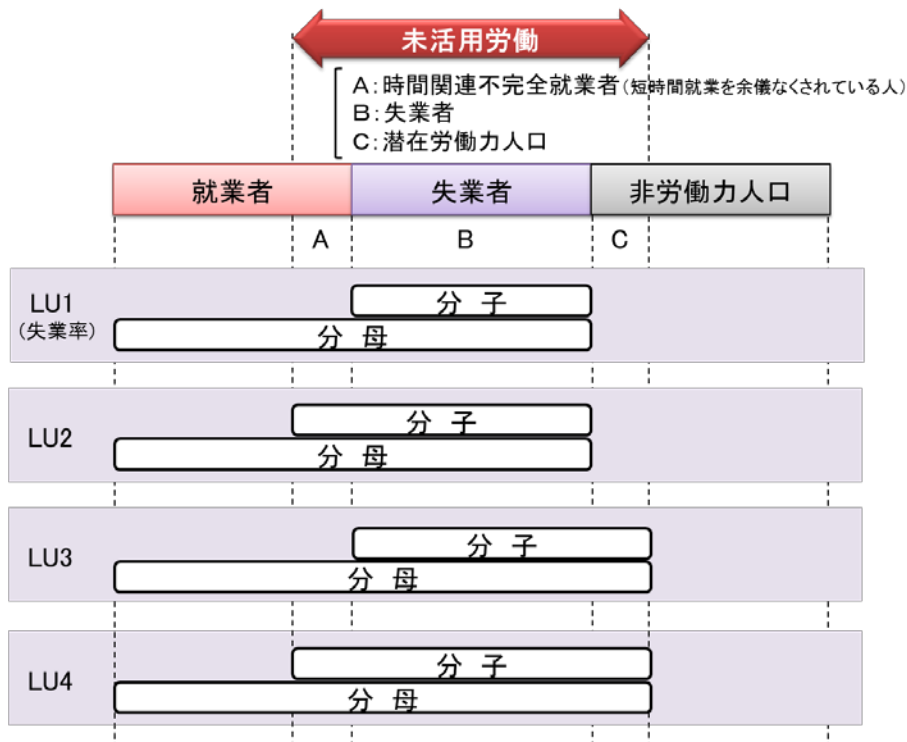
(a) ①仕事を探す活動を行い、②現に就業可能ではないが、国の状況により定められ短い期間内に就業可能となる者（就業可能ではない求職者）

または

(b) ①仕事を探す活動を行わなかったが、②就業を希望し、かつ③現に就業可能な者（就業可能な潜在（的）求職者）

○未活用労働(Labour Underutilization)に関する指標

・LU1～LU4の4つの指標のうち、2つ以上をヘッドライン指標とする。



注：ここで記した「未活用労働」、「時間関連不完全就業者」及び「潜在労働力人口」の訳語は仮のものであり、今後変更する可能性がある。